

○国政調査の進めについて

◎統計法の規定に基づき、国の人口、世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として、大正 9 年以来5年ごとに実施されており、今回の調査で実施100年の節目を迎えます。

◎調査員の方の依頼と内容

☆任命期間:令和2年8月7日(金)～11月6日(金)3か月間

(総務大臣が任命する非常勤の特別職公務員となります)

- ◎8/22～9/6 調査員向け説明会に出席(まちづくりセンターにて)
- ◎9/10～9/13 受け持ち調査区の現地確認、調査区要図の作成
- ◎9/14～9/20 各世帯へ調査書類の配布
(オンライン回答期間 9/14～10/7、郵送提出期間 10/1～10/7)
- ◎10/8～10/15 調査票未提出世帯の特定
- ◎10/16～10/20 調査票未提出世帯～調査票提出のお願いの配布
- ◎10/中旬～ 指導員(市職員)へ調査関係書類の提出

※6/30 町内会長から推薦者の提出期限